

証券コード 2480

2026年6月9日

株 主 各 位

東京都目黒区東山2丁目6番3号
システム・ロケーション株式会社
代表取締役社長 千 村 岳 彦

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.slc.jp/ir/stock/general.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/2480/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「システム・ロケーション」または「コード」に当社証券コード「2480」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前通りの株主総会資料をお送りしております。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始:午前9時30分）
2. 場 所 東京都目黒区東山2丁目6番3号
本社ビル5階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第58期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上


◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）




書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



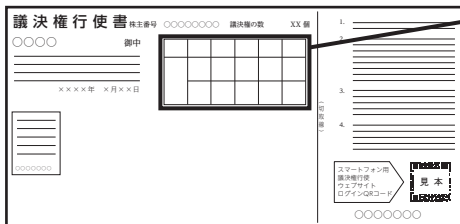
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 33.5 股

○ ○ ○ ○ 票中

××××年 ×月××日

インターネットで議決権行使書用紙をダウンロードする場合は、必ずこのマークを印刷してください。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1・2・5・6号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 第3・4号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

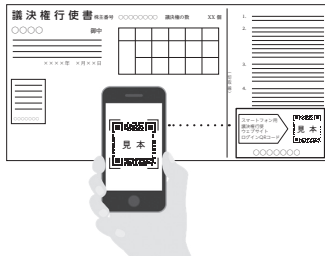
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

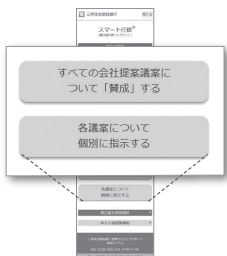
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

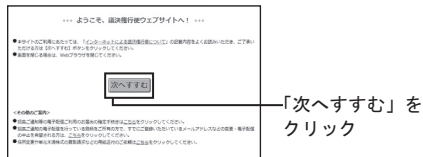


「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
 議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
 ※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

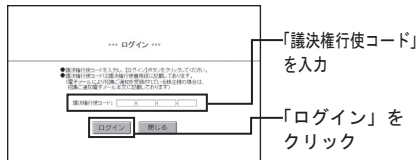
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

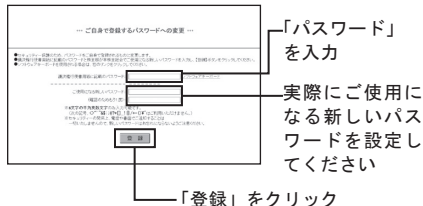
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
 (受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2025年4月 1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日、以下「当期」）における当社関連市場である自動車産業は、新車乗用車販売台数（登録車＋軽自動車）が前期比2.2%減となり、4年ぶりに前年実績を下回り、停滞感が強い市場となりました。特に、登録車は7月以降9カ月連続で前年割れが継続しており前期比4.9%減、軽自動車は4～6月に一昨年の出荷停止の反動増があったことから年間を通してみると3.4%増となっておりますが、7月以降はほぼ前年横這いの水準で推移しております。要因としては、物価高に加え新車販売価格の上昇による消費者の購買意欲の低下、また、メーカー毎の個別要因として、人気車種の受注枠による制約やモデルサイクルの長期化による人気車種の不足等があり、さらに外部要因として、年明けには、「自動車環境性能割」廃止による買い控えも起きた可能性があります。

中古車市場では、中古車乗用車登録台数（登録車＋軽自動車）は前期比0.4%増となりました。登録車は新車市場伸び悩みの影響、輸出に流れた車両が多かった等の影響等により前年を下回りましたが、流通量が回復した軽自動車の伸びで前年を上回りました。新車価格上昇により割安な中古車を選ぶユーザーは今後も増える見通しです。

このような市場動向の下、前期に引き続き、自動車販売事業者、自動車関連金融事業者などの取引先を中心に、商品・ソリューションの提供に積極的に取り組みました。主力商品であるCA Doctorにつきましては、提案書の幅と質の向上、業務支援システムとの連携、新人営業スタッフの育成支援、ブランディング向上への貢献など複数の改善要素の積み上げで商品力を強化した結果、お客様の好反応を得ることが出来、回復の兆しが現れて来ております。リース関連事業者、中古車事業者等からの弊社商品・ソリューションに対するニーズは引き続き根強いものがあり売り上げは増加基調で推移しておりますが、AI活用による商品機能の向上、中古車事業の効率的な運用・強化に貢献する新商品等で、お取引先とのさらなる関係の深化、新規取引先の拡大を企図しております。

こうした取組の結果、当期における当社グループの売上高は、1,733,471千円（前期比4.0%増）となりました。引き続きリカーリングの性質による売上が大半であり、ストック売上として、フロー型ビジネスと比較し安定的に推移するものです。営業利益は、売上増に加え、売上原価の低減（前期比8.4%減）効果もあり、604,256千円（前期比12.7%増）となりました。売上原価は、前年度に発生した一時的な償却負担の解消及びシステム開発・運用の内製化や事業方針変更等により低減したものです。経常利益は639,913千円（前期比8.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券評価損等により297,027千円（前期比10.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は37,356千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

本社	本社仮想サーバー
本社	CAドクター用システムウェア

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第55期 (2023年3月期)	第56期 (2024年3月期)	第57期 (2025年3月期)	第58期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高 (千円)	1,696,075	1,741,682	1,666,925	1,733,471
経 常 利 益 (千円)	604,296	620,652	589,097	639,913
親会社株主に帰 属する当期純利 益 (千円)	369,340	373,928	330,829	297,027
1株当たり当期純利益 (円)	104.68	105.98	93.77	84.19
総 資 産 (千円)	3,984,996	4,377,511	4,382,363	4,900,060
純 資 産 (千円)	3,185,731	3,554,822	3,701,024	4,044,571
1株当たり純資産額 (円)	901.52	1,006.53	1,048.98	1,146.39

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第55期 (2023年3月期)	第56期 (2024年3月期)	第57期 (2025年3月期)	第58期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高 (千円)	1,306,304	1,305,300	1,256,877	1,327,240
経 常 利 益 (千円)	597,541	540,738	537,474	587,338
当 期 純 利 益 (千円)	391,910	300,396	293,876	269,042
1株当たり当期純利益 (円)	111.08	85.14	83.29	76.26
総 資 産 (千円)	3,657,148	3,976,704	3,971,736	4,504,138
純 資 産 (千円)	3,091,465	3,387,045	3,499,669	3,811,990
1株当たり純資産額 (円)	876.21	959.99	991.91	1,080.47

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Inspiration株式会社	35,000千円	100%	自動車販売店向けソリューション事業
ジェイ・コア株式会社	100,000千円	100%	休眠中
ValuAble Co.,Ltd.	KRW 500,000,000	80%	自動車関連コンテンツ開発事業及び自動車関連事業者向けシステムサービス事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念「Co-Creation」の実現に向け、企業価値を高め、成長シナリオを実現し続けるために、以下を対処すべき主要課題として取り組み、企業体質及び商品力の強化を図り、収益の向上を目指します。

1. システム事業の推進

当社のクラウド型BPO（*）サービスをより拡充・進化させ、個々のメニューを有機的に組み合わせ、収益の拡大・収益力の向上に努めます。具体的には既存ドメインである自動車ファイナンス市場への新たなサービスの開発や投入、成長ドメインである自動車流通市場への営業強化を図ります。

*Business Process Outsourcing の略

2. 人材の採用強化と育成

事業の継続と拡大、成長戦略の実現などすべての企業活動において、優れた人材の確保と育成が重要と認識しております。特に、今後の事業成長を牽引する中核として、AIをはじめとする先端技術を活用できる「AI人材」の確保と育成は急務であると捉えております。また事業規模の成長スピード、事業収益力の確実性を高めるには、組織の活性化や社内環境づくりが必要と認識しており、今後もさらなる優秀な人材の採用と育成（全社的なAIリテラシーの向上を含む）、生産性を高める職場環境構築を図ります。

3. 企画力・技術力の強化

技術の加速度的な進展のなか、「100年に1度の大変革」と言われる自動車業界における当社のドメインにおいても、戦略的なIT活用やAI技術の実践的な活用による事業運営、事業拡大、また新規事業への対応に対するニーズが高まってきております。AI技術の活用は、既存業務の高度化・効率化のみならず、競争力のある新たなビジネスモデルを創出する上で極めて重要です。今後もこのような顧客ニーズに十分に対応し、顧客に価値を提供し続けるために、企画力・技術力の強化は主要課題だと認識しております。これまでの当社固有の専門性や当社ドメインに対する企画力に加え、より付加価値の高いサービスの開発・提供を実現するため、顧客の新たなニーズに応える企画力、AIをはじめとする新技術への取り組みの強化に努めてまいります。

4. 経営環境変化への対応

ロシア・ウクライナ情勢の長期化に加え、ホルムズ海峡をめぐる中東地域の情勢不安など、世界経済及び日本経済の先行きは依然として不透明な状況にあります。当社の事業活動においても少なからず影響が及ぶと想定しておりますが、その規模や継続期間、また直接的・間接的な波及効果など、現時点では予測が困難な要素が多く含まれていると認識しております。当社では、こうした不確実性を外部環境の大きな変化として捉え、これに迅速に対応するため、前記3の「企画力・技術力の強化」を推進してまいります。加えて、営業面においても市場環境に応じたスタイルへと柔軟に変化させ、営業力の厚みを増すことで、負の影響の最小化を図るだけでなく、変化を当社の新たな強みへと転換できるよう努めてまいります。なお、ロシア・ウクライナ及び中東地域における当社の直接的な事業活動はございません。

株主の皆様におかれましては、引き続き何とぞ一層のご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、「ファイナステクノロジー（＊1）、及びインフォメーションテクノロジー（＊2）を融合した『ITプラットフォーム』を提供する」ことを目指す自動車関連事業者向けのクラウド型BPOサービス企業です。

＊1 オートリース事業者等を中心にファイナンス事業者全般を対象にしています。

＊2 自動車ファイナンス事業者及び自動車販売事業者に必要なシステムの開発ならびに提供を行っています。

(6) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

事業所名	所在地	設備の内容
本社	東京都目黒区	本社

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
営業部門	29 (1) 名	3名増 (2名減)
システム部門	25 (3)	1名減 (2名減)
管理部門	5 (-)	- (-)
合計	59 (4)	2名増 (4名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマーは () 内に外数で記載していません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31名	3名減	43.3歳	9.7年

(注) 使用人数には使用人兼務役員、契約社員を含み、役員、臨時雇用、派遣社員は含まれておりません。

(8) **主要な借入先の状況** (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

株式会社名古屋証券取引所よりご承認いただき、2026年2月26日付で、当社株式は名古屋証券取引所メイン市場へ重複上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 7,698,000株
- ② 発行済株式の総数 3,570,000株 (自己株式41,914株を含む)
- ③ 株主数 1,322名
- ④ 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 タ イ ム ラ ー	1,710,000株	48.47%
千 村 岳 彦	776,900	22.02
光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	230,800	6.54
UHPartners 2 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	127,600	3.62
千 村 紫 乃	45,000	1.28
千 村 勇 貴	45,000	1.28
小 堀 裕 貴	42,700	1.21
小 堀 聡 太	42,200	1.20
光 通 信 株 式 会 社	35,700	1.01
S L C グ ル ー プ 社 員 持 株 会	21,500	0.61

(注) 1. 当社は自己株式を41,914株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	千 村 岳 彦	
常 務 取 締 役	内 村 裕 一	営業部管掌・開発部門管掌 兼 開発部門長
取 締 役	後 藤 清 文	管理部門管掌
取 締 役	森 吉 平	公益財団法人講道館 監事 株式会社アビシウス 取締役
取 締 役	吉 村 桂	大同通運株式会社 常務取締役
常 勤 監 査 役	内 田 善 昭	公認会計士 内田善昭公認会計士事務所 代表 内田善三公認会計士事務所 内田善昭税理士事務所 代表 株式会社大田花き 取締役
監 査 役	井 坂 俊 達	公認会計士 井坂公認会計士事務所 代表 日本エマージェンシーアシスタ ンス株式会社 取締役
監 査 役	山 中 雅 雄	弁護士 ルネス総合法律事務所パートナー 株式会社チヨダ 社外監査役

- (注) 1. 取締役森吉平氏及び吉村桂氏は、社外取締役であります。
2. 監査役内田善昭氏及び山中雅雄氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役森吉平氏及び吉村桂氏並びに社外監査役内田善昭氏及び山中雅雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役内田善昭氏及び井坂俊達氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2025年10月1日付にて次の通り監査役の異動がありました。()内は変更前
内田 善昭 常勤監査役 (監査役)
井坂 俊達 監査役 (常勤監査役)

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額の範囲内としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる

ことのある損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、違法に利益または便宜を得たことや、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規程に違反することを認識しながら行った行為の場合には対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 報酬等の額決定に関する方針

当社の役員報酬につきましては、「役員規程」に基づき、代表取締役社長である千村岳彦氏が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各役員の役割、責任、及び貢献度、ならびに前年度の会社業績や経済状況を考慮して作成した個別報酬原案を、社外独立役員2名及び監査役3名で構成される社外役員会議に提案し審議のうえ、決定しております。

なお、当社の役員の報酬体系は、固定報酬のみで業績連動報酬は導入しておりません。

b. 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日

当社の取締役の報酬限度額は、2022年6月22日開催の第54期定時株主総会において年額150百万円以内（うち社外取締役分12百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会最終時点の取締役の員数は、5名です。

監査役の報酬限度額は、1979年5月31日開催第11期定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。また、監査役報酬は、その独立性に配慮しつつ、職務及び責任に見合った報酬水準とし、監査役が協議のうえ決定しております。当該株主総会最終時点の監査役の員数は、3名です。

c. 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するもの、及び裁量の範囲

取締役の報酬の額については「役員規程」に基づき代表取締役社長である千村岳彦氏、監査役の報酬の額については監査役会で、その権限の内容、及び裁量の範囲は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定権限を有しております。

取締役会は、代表取締役社長千村岳彦氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、社外役員会議が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

d. 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

個別の取締役報酬については、各役員の役割と責任、及び当社業績水準等に応じた報酬水準とし、また、当社が目指す業績水準と達成状況と貢献度に応じて、経営層の報酬として競争力や成長意欲の維持向上を実現できる報酬水準を、代表取締役が社外役員会議と協議のうえ、決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	71,910千円 (6,000千円)	71,910千円 (6,000千円)	— (—)	— (—)	8名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	15,690千円 (7,050千円)	15,690千円 (7,050千円)	— (—)	— (—)	5 (4)
合計 (うち社外役員)	87,600千円 (13,050千円)	87,600千円 (13,050千円)	— (—)	— (—)	13 (7)

- (注)・取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 ・上記には、2025年6月25日開催の第57期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)及び監査役2名(うち社外監査役2名)を含んでおります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役森吉平氏は、公益財団法人講道館の監事、株式会社アピシウスの取締役であります。なお、同法人及び同社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役吉村桂氏は、大同通運株式会社の常務取締役であります。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役内田善昭は、株式会社大田花きの取締役であります。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山中雅雄氏は、株式会社チヨダの社外監査役であります。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会、監査役会への出席状況

	取締役会 (17回開催)		監査役会 (17回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 森吉平	12回	92%	-	-
取締役 吉村桂	13回	100%	-	-
監査役 内田善昭	13回	100%	13回	100%
監査役 山中雅雄	17回	100%	17回	100%

- (注) 取締役森吉平氏、取締役吉村桂氏及び監査役内田善昭氏については、当期中の就任のため、就任以降の取締役会及び監査役会の回数に基づいて出席率を算定しております。

b. 主な発言状況及び、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・ 森吉平氏は、企業経営を通じて培った豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営に対する様々な助言や意見について適宜、必要な発言を行っております。
- ・ 吉村桂氏は、企業経営者としての経歴を通じて培われた豊富な経験と高い見識を有しており、当社の業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言について適宜、必要な発言を行っております。
- ・ 内田善昭氏は、公認会計士及び税理士として財務・会計に関する豊富な専門知識、知見を有しており、当社の経営・監査機能強化に向けた様々な助言や意見について適宜、必要な発言を行っております。
- ・ 山中雅雄氏は、取締役会において、主に弁護士としての専門的見地ならびに経営全般に関する見識を有する監査役としての発言を行っております。また監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に前事業年度の監査の係る追加報酬2,000千円を支払っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると、監査役全員が認めた場合、監査役会は全員の同意に基づき当該会計監査人を解任するものとします。

また、当社の会計監査人について、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2015年5月20日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針について決議しております。基本方針の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 全役職員の日常活動における行動基準であり、かつコンプライアンスの基本方針及び遵守基準である「システム・ロケーション株式会社倫理・行動規範」の浸透を図るとともに、「コンプライアンス管理規程」を制定し、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図る。
- ② 代表取締役社長を委員長とする内部監査委員会がコンプライアンスの推進及び徹底を図るための協議・調整を行う機関となり、管理部担当役員が「実施統括責任者」としてコンプライアンスの推進・徹底を図るため、組織・体制を整備するとともに、違法行為などに関する情報把握ルートの確保を図るため、内部通報制度を「コンプライアンス管理規程」内において設ける。
- ③ 「職務権限規程」、「業務分掌規程」に基づき、特定の者に権限が集中しないよう内部牽制システムの確立を図る。
- ④ 内部監査を実施して不正の発見・防止と業務プロセスの改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保持及び管理に対する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる情報については、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適切かつ安全に管理する。
- ② 情報セキュリティ管理についての規程を策定し、当社グループにおけるリスク情報の管理を徹底する。
- ③ 内部監査委員会は「コンプライアンス管理規程」に基づいて、取締役、従業員に対して、法令、定款、「文書管理規程」に則った文書の保存、管理を適正に行うように指導する。
- ④ 取締役及び従業員は、取締役の職務の執行にかかる情報を適切かつ確実に、取締役または監査役が閲覧を要求した場合に、いつでも閲覧及び検索が可能な状態で保管しておく。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 会社が直面するリスクを管理するために策定された「リスク管理規程」の取締役及び従業員への浸透を図る。
- ② 「リスク管理規程」に従い、リスク管理方針を策定し、適切にリスク管理を行うための組織・体制及びリスク管理における役割と責任を明確に定めるとともに、統合的なリスク管理の推進・徹底を図るため代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。また、「リスク管理統括部門」は、リスク及びリスク管理の状況をモニタリングするとともに資本の十分性を検証する。
- ③ 大規模な事故、災害、不祥事、感染症拡大、その他の緊急事態が生じた場合には、危機対策本部を設置するなどして迅速にこれに対応し、損害の拡大の防止に努める。

(4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は毎月1回定期的に行うほか、適時随時を実施し、法令、定款及び「取締役会規程」に従って、重要事項について審議・決定を行う。
- ②取締役は、幹部職員を含めた定例的な情報交換会を実施するとともに、必要に応じて適時ミーティングを実施して活発な情報交換を図り、迅速な対応が要求される事項についてスピーディーな意思決定を可能にする。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループ共通の行動指針として、「システム・ロケーション株式会社倫理・行動規範」、その他の重要な基本方針等の精神を共有し、当社とともにこれらを実践する。
- ②「関係会社管理規程」に従って、子会社の経営及び業績を管理、指導する。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する従業員を置くこととする。
- ②当該従業員は、監査役より受けた業務に関し、取締役などの指揮命令に服さない。当該従業員の任命、異動、評価、懲戒は監査役の意見を尊重した上で行うものとする。
- ③当該従業員が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役にかかる業務を優先して従事するものとする。

(7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ①当社グループの取締役及び従業員は、法令違反事実、会社に著しい損害を与える事実があることを発見した場合は、「コンプライアンス管理規程」に定める内部通報制度を活用して、コンプライアンス委員会内に設置される通報者に不利益が及ばない「コンプライアンス相談窓口」にその報告を行うとともに、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告することとする。
- ②リスク・コンプライアンス情報を受け取った「実施統括責任者」または「コンプライアンス担当部門」は、迅速、かつ適切に対応するとともに、当該情報について監査役に報告するものとする。
- ③当社グループの取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ①監査役は、内部監査の年次計画について事前に説明を受け、修正を求めることができるものとする。実施状況についても、適宜報告を受け、必要に応じて追加監査の実施、業務改善策の策定などを求めることができる。
- ②監査役は、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受けることとする。会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査役の事前承認を要するものとする。
- ③監査役は、取締役、従業員等と、必要に応じていつでも意見交換を行なうことができる。
- ④監査役は、必要に応じていつでも、重要と思われる会議に出席することができる。
- ⑤監査役が、その職務の執行について生ずる費用または債務の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、当社グループ全体に対する内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な改善を行う。
- ②法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行う。
- ③内部監査部門は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
- ④取締役及び従業員は、「内部統制改善報告制度」に則り、内部統制上是正措置を施すべき不備を発見もしくは認知した場合には、その内容を当社取締役に報告する。報告を受けた取締役は、代表取締役社長に当該内容を報告し、代表取締役社長がその不備の改善のための方策を指揮し、改善状況を取締役会にて、取締役、監査役に報告する。

(10) 反社会的勢力の排除

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固たる行動をとることを周知徹底し、一切の関係遮断に向けた取り組みを推進する。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システム基本方針に基づき、適切な整備とその運用に努めております。当連結会計年度における当該体制の運用状況は以下のとおりです。

- ①取締役は、取締役会を毎月開催し、取締役及び使用人の職務執行の適正性、経営リスクまたは法令及び定款等への適合性を審議し、経営上の意思決定を行っております。
- ②監査役は、監査役会を毎月開催し、監査役相互による意見交換を行っております。また、監査役は、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行い、取締役会を含む重要な会議への出席を通じて、取締役の職務執行、法令、定款等の遵守等について監査を実施しております。
- ③内部統制委員会は、年次の内部統制評価の基本計画に基づく内部統制評価を実施し、取締役会にその結果を報告しております。
- ④情報セキュリティ委員会は、セキュリティリスクの見直しを実施し、リスク対策を検討しております。また内部監査人による内部監査を実施し、結果を社長に報告し、不適合については適切な是正措置を実施しております。
- ⑤当社は、使用人の日常のセキュリティ意識、及びコンプライアンス意識を高めるため、全社員を対象とした社内研修を年1回実施しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,736,382	流動負債	272,311
現金及び預金	1,350,980	買掛金	18,858
売掛金	174,754	未払法人税等	145,728
有価証券	1,150,000	賞与引当金	29,364
貯蔵品	17	その他	78,360
その他	60,698	固定負債	583,178
貸倒引当金	△70	繰延税金負債	299,637
固定資産	2,163,678	退職給付に係る負債	49,690
有形固定資産	342,597	役員退職慰労引当金	233,850
建物	112,752	負債合計	855,489
車両運搬具	699	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	61,389	株主資本	3,625,449
土地	167,756	資本金	100,000
無形固定資産	511,030	資本剰余金	282,675
のれん	63,309	利益剰余金	3,261,638
顧客関連資産	350,000	自己株式	△18,864
ソフトウェア	93,254	その他の包括利益累計額	419,122
その他	4,467	その他有価証券評価差額金	412,430
投資その他の資産	1,310,049	為替換算調整勘定	6,691
投資有価証券	1,133,342	純資産合計	4,044,571
保険積立金	160,578	負債純資産合計	4,900,060
その他	25,436		
貸倒引当金	△9,307		
資産合計	4,900,060		

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,733,471
売 上 原 価		350,174
売 上 総 利 益		1,383,296
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		779,039
営 業 利 益		604,256
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	36,763	
そ の 他	3,107	39,870
営 業 外 費 用		
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	3,300	
為 替 差 損	912	4,213
経 常 利 益		639,913
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	17,446	17,446
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	469	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	134,953	135,422
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		521,937
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	240,747	
法 人 税 等 調 整 額	△15,027	225,720
当 期 純 利 益		296,217
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△810
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		297,027

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	100,000	282,675	3,098,683	△18,659	3,462,699
連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△134,072		△134,072
親会社株主に帰属する当期純利益			297,027		297,027
自己株式の取得				△205	△205
株主資本以外の項目の連結会計年度変動額(純額)					
連結会計年度変動額合計	-	-	162,955	△205	162,750
当連結会計年度末残高	100,000	282,675	3,261,638	△18,864	3,625,449

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	234,875	3,450	238,325	-	3,701,024
連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△134,072
親会社株主に帰属する当期純利益					297,027
自己株式の取得					△205
株主資本以外の項目の連結会計年度変動額(純額)	177,555	3,241	180,796	-	180,796
連結会計年度変動額合計	177,555	3,241	180,796	-	343,546
当連結会計年度末残高	412,430	6,691	419,122	-	4,044,571

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 連結子会社の名称
Inspiration株式会社
ジェイ・コア株式会社
ValuAble Co.,Ltd.

② 主要な非連結子会社の名称等

- ・ 会社名 DX-Pro株式会社
- ・ 連結の範囲から除いた理由 小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
- ・ 会社名 株式会社エヴリス

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 会社名 日本福祉車両販売株式会社
DX-Pro株式会社
※SYNAPSE株式会社の株式は、2025年9月に売却いたしました。
- ・ 持分法を適用しない理由 当期純損益及び利益剰余金等の及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社、直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次の通りです。

- ・ ValuAble Co.,Ltd. 12月31日

決算日が12月31日の連結子会社については、連結計算書類の作成にあたり、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。
- ロ. その他有価証券
- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）により原価を算出しております。
 - ・市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法を採用しております。
- ロ. 棚卸資産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 定率法を採用しております。
ただし、建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 3～38年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～15年 |
- ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、顧客関連資産の償却年数は11年、自社利用のソフトウェアの償却年数は5年（社内における利用可能期間）であります。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ニ. 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものにつきましては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主に自動車関連事業者向けの業務支援におけるシステム提供によるものであり、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間 その効果の発現する期間を見積り、当該期間にわたり均等償却しております。僅少のものについては一括償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金負債(純額) 299,637千円

(繰延税金負債相殺前の繰延税金資産の金額は、59,650千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループの連結計算書類に計上されている繰延税金資産は、将来減算一時差異について、将来の収益力に基づく課税所得により回収が見込まれる金額に対して認識しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得は事業計画を基礎としており、そこでの主要な仮定は、過年度の実績と市場傾向を勘案して見積もった売上予測であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。将来課税所得の見積りに重要な影響が生じた場合には翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

255,493千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,570,000株	一株	一株	3,570,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	0	普通株式	134,072	38	2025年3月31日	2025年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	134,067	利益剰余金	38	2026年3月31日	2026年6月25日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高く投資リスクの少ない金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券のうち株式は、主に事業機会の創出や協業関係の拡大を目的に保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券のうち満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため信用リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い営業債権について、各部門長へ毎月未入金リストを回付し、取引先への連絡を行っております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価等を把握しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払が実行できなくなるリスク）

当社は、手許流動性の維持などにより流動性のリスク管理をしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額52,057千円）は有価証券及び投資有価証券には含めておりません。また「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
有 価 証 券 及 び 投 資 有 価 証 券	2,231,284千円	2,230,615千円	669千円

(注)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	881,970	—	—	881,970
社債	—	99,115	—	99,115

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券				
国債	—	99,540	—	99,540
社債	—	49,990	—	49,990
合同運用指定金銭信託	—	1,100,000	—	1,100,000

市場価額のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	52,057千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券及び合同運用指定金銭信託は購入価格または、取引金融機関から提示された価格を用いており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービスのライン	システム業務支援 (千円)
C A D o c t o r	494,274
シスろけっと	267,827
車種データベース	290,352
R Vドクター	158,466
中古車在庫管理システム	140,928
その他	381,622
顧客との契約から生じる収益	1,733,471
収益認識の時期	
一時点で移転されるサービス	90,072
一定期間にわたり移転されるサービス	1,643,398
顧客との契約から生じる収益	1,733,471

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 「(4)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	189,696千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	174,754

- ② 残存履行義務に配分した取引価格
 当連結会計年度における残存履行義務に配分された取引価格はございません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,146円39銭
 (2) 1株当たり当期純利益 84円19銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

特記事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,916,091	流動負債	242,850
現金及び預金	1,068,517	買掛金	13,089
売掛金	136,881	未払金	27,478
有価証券	650,000	未払費用	362
貯蔵品	17	未払法人税等	142,154
前払費用	21,564	預り金	4,593
未収入金	519	賞与引当金	29,364
その他	38,661	その他	25,807
貸倒引当金	△70	固定負債	449,297
固定資産	2,588,046	繰延税金負債	171,583
有形固定資産	285,194	退職給付引当金	49,690
建物	93,443	役員退職慰労引当金	228,023
車両運搬具	699	負債合計	692,147
工具、器具及び備品	61,360	(純資産の部)	
土地	129,691	株主資本	3,399,559
無形固定資産	111,204	資本金	100,000
ソフトウェア	106,737	資本剰余金	282,675
その他	4,467	資本準備金	191,230
投資その他の資産	2,191,647	その他資本剰余金	91,445
投資有価証券	1,107,273	利益剰余金	3,035,749
関係会社株式	869,082	利益準備金	1,365
関係会社長期貸付金	79,260	その他利益剰余金	3,034,384
保険積立金	160,578	別途積立金	60,000
その他	20,470	繰越利益剰余金	2,974,384
貸倒引当金	△45,017	自己株式	△18,864
資産合計	4,504,138	評価・換算差額等	412,430
		その他有価証券評価差額金	412,430
		純資産合計	3,811,990
		負債純資産合計	4,504,138

損 益 計 算 書

（ 2025年4月 1日から
2026年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,327,240
売 上 原 価		268,176
売 上 総 利 益		1,059,063
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		490,740
営 業 利 益		568,323
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	37,060	
為 替 差 損 益	3,549	
保 険 解 約 益	1,549	
そ の 他	2,010	44,170
営 業 外 費 用		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	25,154	25,154
経 常 利 益		587,338
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	17,446	17,446
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	469	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	134,953	135,422
税 引 前 当 期 純 利 益		469,362
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	207,837	
法 人 税 等 調 整 額	△7,517	200,319
当 期 純 利 益		269,042

株主資本等変動計算書

(2025年4月 1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	191,230	91,445	282,675	1,365	60,000	2,839,413	2,900,778
当期変動額								
剰余金の配当							△134,072	△134,072
当期純利益							269,042	269,042
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	134,970	134,970
当期末残高	100,000	191,230	91,445	282,675	1,365	60,000	2,974,384	3,035,749

	株 主 資 本			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△18,659	3,264,794	234,875	3,499,669
当期変動額				
剰余金の配当		△134,072		△134,072
当期純利益		269,042		269,042
自己株式の取得	△205	△205		△205
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			177,555	177,555
当期変動額合計	△205	134,765	177,555	312,320
当期末残高	△18,864	3,399,559	412,430	3,811,990

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。
- ③ その他有価証券
- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）により原価を算出しております。
 - ・市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
- 定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 3～38年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～15年 |
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものにつきましては、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、主に自動車関連事業者向けの業務支援におけるシステム提供によるものであり、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業会計年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債(純額) 171,583千円

(繰延税金負債相殺前の繰延税金資産の金額は、54,719千円)

その他見積りの内容に資する情報については、連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記・繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一のため、記載を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 246,263千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	462千円
長期金銭債権	79,326千円
短期金銭債務	88千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	4,278千円
外注費	1,110千円
営業取引以外の取引高	2,476千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	41,783株	131株	一株	41,914株

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取り131株による増加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	14,621千円
賞与引当金	10,403千円
貸倒引当金	15,974千円
役員退職慰労引当金	80,788千円
退職給付引当金	17,605千円
子会社株式評価損	14,086千円
投資有価証券評価損	86,988千円
減損損失	10,292千円
その他	1,797千円
繰延税金資産小計	252,558千円
評価性引当額	△197,838千円
繰延税金資産総計	54,719千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	226,303千円
繰延税金負債合計	226,303千円
繰延税金負債の純額	171,583千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ValuAble Co.,Ltd	所有 直接 80%	—	長期資金の貸付 (注)1・2	19,575	長期貸付金	79,260
				利息の受取	1,646	長期未収入金 前受利息	66 2,108

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注) 2 ValuAble Co.,Ltdに対する貸付については、35,709千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において25,154千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービスのライン	システム業務支援 (千円)
C A D o c t o r	494,274
シスろけっと	267,827
車種データベース	290,352
R V ドクター	119,590
その他	155,195
顧客との契約から生じる収益	1,327,240
収益認識の時期	
一時点で移転されるサービス	41,568
一定期間にわたり移転されるサービス	1,285,672
顧客との契約から生じる収益	1,327,240

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

「(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	145,310千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	136,881

② 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度における残存履行義務に配分された取引価格はございません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,080円47銭

(2) 1株当たり当期純利益 76円26銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

特記事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

システム・ロケーション株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田島一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川宗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、システム・ロケーション株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、システム・ロケーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

システム・ロケーション株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田島一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川宗

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、システム・ロケーション株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑念を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

システム・ロケーション株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	内田	善昭
監査役	井坂	俊達
社外監査役	山中	雅雄

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

第58期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金38円
なお、この場合の配当総額は134,067,268円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行取締役以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第30条第2項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第30条第2項の変更につきましては各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により実施することができるよう、規定を新設するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うとともに、一部文言の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条～第19条 (条文省略)	第5条～第19条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とし、監査等委員である取締役は3名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 当社の取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>法令または本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第23条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>増員または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、在任取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決議すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第31条 <u>当会社の監査役は、3名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任期)</u></p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の7日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第37条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第38条 当社は、監査役（監査役であつたものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意にかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第39条～第40条 (条文省略)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p><u>第34条～第35条 (現行どおり)</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（5名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	千村 岳彦 (1960年6月2日生)	1992年7月 当社創業 営業部長 1996年7月 当社 代表取締役社長 2023年6月 当社 代表取締役会長 2024年5月 当社 代表取締役社長（現任）	776,900株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>千村岳彦氏は代表取締役社長として、当社経営を長年担ってきた幅広い経験・知見から、当社経営に対する重要事項の決定や業務執行の役割を果たしているため、取締役候補者といいたしました。</p>		
2	内村 裕一 (1965年4月3日生)	2001年2月 当社入社 営業部担当部長 2006年1月 当社 営業部長 2006年6月 当社 取締役 2017年6月 当社 常務取締役（現任） 2018年10月 当社 営業部管掌（現任） 2025年4月 当社 開発部門管掌兼開発部門長（現任）	13,400株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>内村裕一氏は営業部門の取締役として、長年にわたる当社における営業分野を中心とした豊富な経験と知見から、当社経営に対する経営基盤作りを担っているため、取締役候補者といいたしました。</p>		
3	後藤 清文 (1957年11月18日生)	2021年7月 当社 顧問 2022年6月 当社 常勤監査役 2025年6月 当社 管理部門管掌取締役（現任）	0株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>後藤清文氏は管理部門の取締役として、金融・財務分野の高度な専門知見と豊富な経験を経営体制の強化に活かしております。同氏の客観的かつ的確な見識は、適正な意思決定とガバナンスの深化に不可欠であるため、取締役候補者といいたしました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	※ 井坂 俊 達 (1969年11月12日生)	2000年 5月 井坂公認会計士事務所開業（現任） 2005年 1月 当社 監査役 2006年 6月 当社 常勤監査役 2015年 6月 当社 管理部管掌取締役 2018年 6月 当社 管理部管掌取締役退任 2022年 6月 当社 管理部管掌取締役 2025年 3月 日本エマージェンシーアシスタンス株式会社取締役（現任） 2025年 6月 当社 常勤監査役 2025年10月 当社 監査役（現任）	16,200株
	【取締役候補者とした理由】 井坂俊達氏は公認会計士の専門知見に加え、監査・経営双方の経験から当社事業を深く理解しております。多角的な視点を経営判断に活かすことで意思決定の適正化と体制の高度化を主導する役割を期待し、取締役候補者いたしました。		
5	※ 林 雅 大 (1975年9月20日生)	2006年 3月 当社 入社 2014年 6月 当社 取締役 2023年 3月 株式会社ヘルスケアシステムズ取締役（現任） 2023年 6月 当社 取締役退任	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 林雅大氏は当社のシステム基盤を築き上げた豊富な経験に加え、最新の技術動向にも深い知見を有しております。既存システムの高度化と次世代技術への転換が急務となる中、同氏の専門性と経営的視点を再び融合させることで、技術戦略の実行スピードを最大化させる役割を期待し、取締役候補者いたしました。		
6	よしむら けい 吉村 桂 (1971年5月22日生)	2022年 4月 大同通運株式会社取締役 2023年 6月 同社 常務取締役（現任） 2025年 6月 当社 社外取締役（現任）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 吉村桂氏は大同通運株式会社での経営経験に基づく豊富な知見を有しており、客観的な立場から当社の経営全般に対し有益な助言を期待したためであります。また、当社及び当社業務執行者との利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため、社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 吉村桂氏は、社外取締役候補者であります。
4. 吉村桂氏は、現在、当社との間で責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続して締結する予定であります。
5. 吉村桂氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償訴訟等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、違法に利益または便宜を得たことや、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※ うちだよしあき 内田善昭 (1969年12月23日生)	1995年9月 内田善昭公認会計士事務所開業 (現任) 1996年4月 内田善三公認会計士事務所入所 (現任) 2008年6月 株式会社大田花き取締役(現任) 2013年2月 内田善昭税理士事務所開業 (現任) 2025年6月 当社 社外監査役 2025年10月 当社 常勤監査役(現任)	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 内田善昭氏は公認会計士・税理士としての高度な専門知見に基づき、独立した立場から経営の適正な監督・助言を期待しております。一般株主との利益相反のおそれもないことから、専門的見地によるガバナンス強化に不可欠であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			
2	※ やまなかまさお 山中雅雄 (1962年7月24日生)	2002年10月 大成再保険株式会社取締役 2008年4月 ルネス総合法律事務所パートナー (現任) 2012年5月 株式会社チヨダ社外監査役(現任) 2015年6月 当社 社外監査役(現任)	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 山中雅雄氏は弁護士としての高度な専門知見と当社事業への深い理解に基づき、独立した立場から適正な意思決定の監督・助言を期待しております。一般株主との利益相反のおそれもなく、法務面からのガバナンス強化に不可欠であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	※ もり きら へい 森 吉 平 (1960年10月30日生)	2003年11月 株式会社アベックス代表取締役社長 2020年6月 公益財団法人講道館監事(現任) 2024年3月 株式会社アベックス代表取締役社長 退任 2024年6月 株式会社アピシウス取締役(現任) 2025年6月 当社 社外取締役(現任)	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 森吉平氏は長年の経営経験に基づき、企業経営に関する豊富な知見を有しております。独立した立場から実効性のある経営監督を担える人材であり、一般株主との利益相反のおそれもないことから、その高い見識を当社の健全性維持に活かす役割を期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 内田善昭氏、山中雅雄氏及び森吉平氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。
4. 内田善昭氏、山中雅雄氏及び森吉平氏の選任が承認された場合には、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び監査役を被保険者の損害賠償訴訟等の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、違法に利益または便宜を得たことや、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為の場合を除く)。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 内田善昭氏、山中雅雄氏及び森吉平氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2022年6月22日開催の第54期定時株主総会において、年額150百万円以内（うち社外取締役分12百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、定款の定めに従い、改めて監査等委員である取締役と区別して、移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額150百万円以内（うち社外取締役分12百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとするにつぎ、ご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方針は、固定報酬のみの体系としており、業績連動報酬は導入しておりません。当該方針は、本総会終了後の取締役会において、対象者を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しております。

本議案の内容は、当社の事業規模、経済情勢及び役員報酬体系等を総合的に勘案するとともに、独立社外取締役の適切な助言を得たうえで取締役会において決定したものであります。また、本議案の内容につきましては、現任の監査役全員の同意を得ており、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役は1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、当社の事業規模、経済情勢等諸般の事情を考慮して、移行後の監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定については、監査等委員である取締役の協議により決定するものとするにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

本議案の内容は、監査等委員である取締役の職務の性質に鑑み、独立性を確保しつつ適切な監査・監督機能を果たすための対価として適切な水準であると判断しております。また、本議案の内容につきましては、現任の監査役全員の同意を得ております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として効力を生じるものいたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都目黒区東山2丁目6番3号 本社ビル5階会議室



(交通アクセス)

東急田園都市線 池尻大橋駅下車 東口より徒歩6分